

川崎市防災行政無線同報無線用受信機設置、管理、運用要領

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市防災行政無線管理運用規程第27条に基づき、防災行政無線設備のうち同報系防災行政無線用受信機（以下「受信機」という。）の設置、管理及び運用について必要な事項を定める。

(設置の目的)

第2条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、川崎市（以下「市」という。）からの情報伝達を迅速かつ的確に行うため、必要な場所、施設、組織等に受信機を設置する。

(受信機の種類)

第3条 受信機は、屋外に設置する屋外受信機及び屋内に設置する戸別受信機の2種類とする。

(受信機の設置、移設、撤去等)

第4条 屋外受信機及びその付帯設備の設置、移設、撤去等については、市が決定し、市の指定する者が行う。

2 戸別受信機及びその付帯設備の設置、移設、撤去等について、市、県及び国（以下「公立」という。）の施設においては、市が決定し、市の指定する者が行い、公立以外の施設においては、施設、組織等の管理者が決定し、施設、組織等の管理者が行うものとする。

(通報の内容)

第5条 通報の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地震及び津波に関すること。
- (2) 東海地震（注意及び予知）情報、警戒宣言等地震予知情報に関すること。
- (3) 災害時における被害状況、避難勧告等災害関連情報に関すること。

- (4) 災害発生等に伴う人心の安定に関すること。
- (5) 弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊攻撃、航空攻撃、大規模テロ等国民保護に関すること。
- (6) 光化学スモッグ等大気汚染情報に関すること。
- (7) 試験放送に関すること。
- (8) その他の防災又は行政に関する情報で、その情報を所管する部署から放送の依頼があったもの。

(管理、点検、修繕等)

第6条 屋外受信機については、川崎市防災行政無線管理運用規程第14条及び川崎市防災行政無線管理運用要綱第4条の規定に基づき、市が管理、点検、修繕等を行う。

- 2 屋外受信機が設置されている施設等の管理者は、市が行う点検及び修繕に協力するものとする。
- 3 戸別受信機については、戸別受信機を設置している施設、組織等の管理者が、管理、点検等を行うものとする。

(試験放送)

第7条 市は、屋外受信機の定期試験放送を、毎日午後5時頃にメロディーチャイム等により行う。

- 2 市は、戸別受信機の定期試験放送を、毎月15日の午前11時30分及び午後6時50分、並びに毎日午後4時に、それぞれ音声により行う。ただし、15日が閉庁日にあたる場合は、直前の開庁日に行う。
- 3 機器の調整等に要する試験放送は、その都度行う。
- 4 受信機が設置されている施設等の管理者は、試験放送の聴取に努めるものとする。

(設置台帳)

第8条 市は、受信機の設置状況等を管理するために台帳を作成し、常に台帳の整備に努める。

第2章 屋外受信機

(屋外受信機の設置場所)

第9条 市は、次の各号に掲げる場所に屋外受信機を設置する。

- (1) 市が指定する広域避難場所及び避難所
- (2) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年七月一日法律第五十七号）」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年五月八日法律第五十七号）」に基づく指定箇所のうち、市が必要と認めた場所
- (3) 市内主要駅の駅前広場のうち、市が必要と認めた場所
- (4) 津波や高潮、河川氾らんによる浸水被害が想定される地域のうち、市が必要と認めた場所
- (5) 災害時に緊急避難場所となる公園、市施設等のうち、市が必要と認めた場所
(設置機器)

第10条 屋外受信機は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地上設置型
- (2) 屋上設置型
(メロディーチャイム)

第11条 第7条第1項のメロディーチャイムは、次の各号に掲げる曲目とする。

- (1) 浜千鳥 [1月～4月]
- (2) やしの実 [5月～9月]
- (3) この道 [10月～12月]

第3章 戸別受信機

(設置施設等)

第12条 戸別受信機は、次の各号に掲げる施設、組織等に設置する。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高校等の教育施設のうち、デジタル移動系防災行政無線機が設置されておらず、設置を希望する施設
- (2) 保育園、児童施設、障害者施設、高齢者施設等の社会福祉施設のうち、設置を希望する施設
- (3) 自主防災組織、自治会、町内会等の住民組織のうち、設置を希望し、且つ組織内の情報伝達網が整備されている組織
- (4) 市内の事業所のうち、設置を希望し、且つ入手した情報を事業所内及び事業所周辺の人へ伝達が可能な事業所
- (5) その他、設置が必要と認められる又は設置を希望する施設、組織等
(設置機器)

第13条 設置する戸別受信機は、次のとおりとする。

- (1) 名称: 川崎市防災行政無線同報系戸別受信機
- (2) 形状: 卓上・壁掛け兼用型
- (3) 付帯設備: 屋外アンテナ(必要な場合のみ)、配線等取り付け器具一式
(設置申請書の提出)

第14条 戸別受信機の設置を希望する施設、組織等の管理者(以下「設置希望者」という。)は、川崎市防災行政無線戸別受信機設置申請書(兼設置届)(様式第1号)を市に提出するものとする。

2 市は、申請書の内容を確認し、様式第1号に戸別受信機が受信するチャンネルや呼び出しグループ等必要事項を記入し、写しを設置希望者又は設置作業を実施する者へ返送する。

3 設置希望者又は設置作業を実施した者は、戸別受信機設置後、様式第1号に設置日、設置位置、アンテナ種別等の必要事項を記入し、市に提出するものとする。

(経費の負担)

第15条 戸別受信機を設置する施設、組織等が、公立又は第12条第3号の場合は、次の各号に掲げる費用については、市の負担とする。

- (1) 設置に要する費用
- (2) 保守点検に要する費用（予備電池を含む。）
- (3) 移設及び撤去に要する費用
- (4) 修繕に要する費用

2 前項において、次の各号に掲げる費用については、戸別受信機を設置する施設、組織等の管理者の負担とする。

- (1) 設置後の戸別受信機の電気料
- (2) 前項第3号において、施設、組織等の管理者の都合により移設又は撤去する場合の費用。なお、第12条第3号の組織については、市の負担とする。
- (3) 前項第4号において、故障又は破損の原因が、施設、組織等の管理者側にあると認められる場合の費用

3 戸別受信機を設置する施設、組織等が、公立以外であり、且つ第12条第3号以外の場合は、戸別受信機の購入、設置、運用、保守、修繕等に関する費用については、施設、組織等の管理者の負担とする。ただし、台帳による管理については市が行う。

(維持管理)

第16条 戸別受信機を設置する施設、組織等の管理者は、戸別受信機の善良な管理に努め、異常を認めたときは直ちにその旨を市に連絡するものとする。

2 戸別受信機を設置する施設、組織等の管理者は、戸別受信機の取扱説明書に従って操作し、常に電源を投入した状態とし、音量等は最適の状態に調整しておくものとする。

(設置場所の変更)

第17条 戸別受信機を設置する施設、組織等の管理者が、設置場所等を自己の都合により変更する場合は、市へ戸別受信機設置場所変更報告（依頼）書（様式第2号）を提出するものとする。

2 市は、前項により設置場所の変更報告や依頼を受けたときは、遅滞なく、施設、組織等の管理者と協議のうえ、必要な処置を行う。

（所有権）

第18条 戸別受信機の所有権は、市に帰属する。ただし、第14条第3項において、施設、組織等の管理者が購入した戸別受信機の所有権については、施設、組織等の管理者に帰属する。

（譲渡等の禁止）

第19条 戸別受信機を設置する施設、組織等の管理者は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。ただし、第14条第3項において、施設、組織等の管理者が購入した戸別受信機については、この限りではない。

（戸別受信機の返還）

第20条 戸別受信機を設置する施設、組織等の管理者が第2条に定める設置の目的を有しなくなったときは、戸別受信機廃止届（様式第3号）を提出するとともに、速やかに戸別受信機を市に返還するものとする。ただし、第14条第3項において、施設、組織等の管理者が購入した戸別受信機については、市への戸別受信機廃止届（様式第3号）の提出後、施設、組織等の管理者が適切に処分するものとする。

（戸別受信機の紛失）

第21条 戸別受信機を設置する施設、組織等の管理者が戸別受信機を紛失した場合は、戸別受信機紛失届（様式第4号）を提出するとともに、その対処方法について市と協議を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、免許の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要領は、平成元年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要領は、平成6年6月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要領は、平成9年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要領は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要領は、平成17年3月31日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要領は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日等)

- 1 この改正要領は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成25年3月31日以前に戸別受信機を設置した施設、組織等の経費の負担については、改正後の要領第15条第3項にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、当該施設へデジタル式戸別受信機を設置した後は、保守点検及び修繕に要する費用のみを市の負担とする。

- 3 平成25年4月1日以降、新たに戸別受信機を設置する社会福祉施設、組織等(改正後の要領第12条第1項第2号及び第5号に規定する施設、組織等)の経費の負担については、改正後の要領第15条第3項にかかわらず、当分の間、設置、移設及び撤去に要する費用のみとする。この場合において、市は戸別受信機

を無償で貸与する。

- 4 市は、平成25年4月1日以降、新たにアナログ式戸別受信機を設置する施設（前項の社会福祉施設、組織等を除く。）に対し、平成27年3月31日までの間に限り、当該受信機を無償で貸与できるものとする。

（施行期日）

- 1 この改正要領は、平成26年10月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この改正要領は、平成30年4月1日から施行する。